（北海道運輸局次長）同　西村　典明
航空局交通管制部交通管制企画課長に転任させる
（海事局海技課船員教育室長）
同　金田　章治
北海道運輸局次長に転任させる
（神戸運輸監理部海事振興部長）
同　磯崎　道利
海事局海技課船員教育室長に転任させる
（海事局総務課国際企画調整室
神戸運輸監理部海事振興部長に昇任させる
（関西空港事務所管制保安部長）
国土交通技官　垣阪　紀之
鹿児島空港事務所長に昇任させる
（佐賀空港出張所先任航空管制
技術官）同　平原　建夫
福江空港・航空路監視レーダー事務所長に昇任させる
（福岡航空交通管制部先任航空
交通管理管制技術官）同　末永　滋之
宮崎空港事務所長に転任させる
（鉄道局総務課長）国土交通事
務官　櫻井　俊樹
人事院に出向させる
（総合政策局公共交通政策部交
通計画課長）同　山口　勝弘
鉄道局総務課長に配置換する
（大臣官房付）同　水嶋　智
総合政策局公共交通政策部交通計画課長に配置換
する
（総合政策局安心生活政策課長）
同　東井　芳隆
海上保安庁に出向させる
（独立行政法人鉄道建設・運輸
施設整備支援機構企画調査部
長）　山口　一朗
国土交通事務官（総合政策局安心生活政策課長）
に採用する
庄司　邦昭
運輸安全委員会委員に任命する
山下　清司　大平　修
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監
事に任命する（各通）
松山　良一
独立行政法人国際観光振興機構理事長に任命する
中島　仁
独立行政法人国際観光振興機構監事に任命する
甲村　謙友
独立行政法人水資源機構理事長に任命する
垣花　直樹
独立行政法人水資源機構監事に任命する
淡路　均
独立行政法人空港周辺整備機構理事長に任命する
元西　泰文
独立行政法人海上災害防止センター監事に任命す
る（以上十月一日）
野村　正史　藤原　健朗
平成二十四年不動産鑑定士試験短答式試験試験委
員に任命する
任期は平成二十四年七月一日までとする（各通）
（十月四日）
（都市局都市安全課長）国土交
通技官　瀬良　智機
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付）同　小田　広昭
都市局都市安全課長に昇任させる（以上十月十六
日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十八日チェコ国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全済生会労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成23年11月２日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈三県、新潟県、富山県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県及び佐賀県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年 10 月 31 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	済生会小樽病院及び済生会西小樽病院
岩手県	北上済生会病院
福島県	済生会川俣病院
茨城県	水戸済生会総合病院
群馬県	済生会前橋病院
埼玉県	済生会鴻巣病院及び済生会川口総合病院
東京都	済生会中央病院
神奈三県	済生会神奈川県病院及び済生会平塚病院
新潟県	済生会三条病院
富山県	済生会富山病院及び済生会高岡病院
三重県	済生会松阪病院
京都府	済生会京都府病院
大阪府	済生会野江病院、済生会新泉南病院及び済生会富田林病院
奈良県	済生会奈良病院及び済生会御所病院
和歌山県	済生会和歌山病院及び済生会有田病院
鳥取県	済生会境港総合病院
広島県	済生会呉病院及び済生会広島病院
山口県	済生会山口総合病院及び済生会下関総合病院
福岡県	済生会八幡総合病院、済生会福岡総合病院、済生会大牟田病院及び済生会二日市病院
佐賀県	済生会唐津病院

最低賃金の改正決定に関する公示

神奈三労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県塗料製造業最低賃金（平成20年神奈三労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 31 日

神奈川労働局長　及川　　桂

第４号中「１時間865円」を「１時間871円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月21日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 31 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間869円」を「１時間872円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 31 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間796円」を「１時間800円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎